

公表対象随意契約一覧 (R6. 3月分)

| No. | 担当する課・室の名称 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方の名称及び所在地 | 契約金額 (円) | 適用条項 | 随意契約とした理由 |
|-----|------------|--------------------------------|-----------|--|------------|-----------------------|---|
| 1 | 人事課 | 職員宿舍賃貸借 | 令和6年3月1日 | 飯田 統通 浜田市浅井町86-32 | 2,317,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 同貸家を宿舍として居住している職員に異動がなく、契約の性質が競争入札に適さないため。 |
| 2 | 行財政改革推進課 | 高速カラープリンタ (ORPHIS GD9630) 保守業務 | 令和6年3月1日 | 株式会社大川清風堂 浜田市長沢町319-1 | 603,900 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 当該機器は (株) 大川清風堂から購入しており、他社と保守契約を締結することは機器管理上好ましくなく、また当該機器を扱う市内業者は (株) 大川清風堂しかないため。 |
| 3 | 定住関係人口推進課 | スポーツ選手による地域振興事業業務 | 令和6年3月1日 | 一般社団法人ベルガロッソイノベーション 浜田市黒川町120番地1 | 740,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 当該業務は、サッカーの指導等に秀でた地域おこし協力隊員が、スポーツ交流の場の創出や市内中学校・高等学校等の部活指導などを行うことで、市民の健康増進、サッカー技術の向上やスポーツ振興に寄与することを目的としている。一般社団法人ベルガロッソイノベーションは、市との連携協定に基づき、既にこれらの活動に寄与しており、そのノウハウを有効に活用することは、事業遂行上不可欠であることから、業務委託が可能な唯一の業者であるため。 |
| 4 | 総務課 | 浜田市例規データベースシステム管理運営業務 | 令和6年3月4日 | 第一法規株式会社 東京都港区南青山二丁目11番17号 | 16,391,760 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 現在利用している例規データベースシステムは、過去プロポーザル方式により選定した業者のシステムで、継続して利用しているものであり、例規・法令・解説・通知通達・判例等のそれぞれの機能との連携や、過去例規の積上げ、操作性等において、同システムを他社が提供することはできないため。 |
| 5 | 総務課 | 法令解説情報Web「コンシェルジュデスク」 | 令和6年3月4日 | 第一法規株式会社 東京都港区南青山二丁目11番17号 | 4,672,800 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 浜田市が導入する例規データベースシステムと連携して利用することができる法令解説情報システムが他にないため。 |
| 6 | 子ども・子育て支援課 | 今市児童クラブ運営業務 | 令和6年3月4日 | 今市児童クラブ運営委員会 浜田市旭町今市615番地 | 13,551,753 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 今市児童クラブの運営委託については、平成12年4月1日から今市地区において同地区内の小学校、小学校のPTA、まちづくりセンター、保育園、幼稚園、自治会及び保護者の代表者並びに民生児童員等で構成する「今市児童クラブ運営委員会」が当該クラブの運営を目的に立ち上がっているため。 |
| 7 | 地域福祉課 | 令和5年度障害者自立支援給付審査支払等システム改修業務 | 令和6年3月5日 | 株式会社 日立ソリューションズ西日本 | 775,500 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 現在浜田市では当該法人が提供する障がい者福祉システムを利用しており、他社が改修を行うことは困難であるため。 |
| 8 | 政策企画課 | 「DoSPOT STREET」サービス利用 | 令和6年3月11日 | エヌ・ティ・ティ・メディアサブライ株式会社 大阪府大阪市都島区東野田町4丁目15番82号 NTT WEST i-CAMPUS PRISM 3F | 1,811,040 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 本業務は、西日本電信電話株式会社島根支店が構築した浜田市公衆無線LANの運用に係る費用を負担するもので、この公衆無線LANサービスを提供できるのはNTTメディアサブライ株式会社のみであるため。 |
| 9 | 行財政改革推進課 | 軽貨物(ダンプ式)の再リース(行政改革推進課・三隅支所) | 令和6年3月13日 | 渡洋自動車整備工場株式会社 浜田市三隅町向野田3022 | 707,520 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 現在使用しているリース車両の再リース契約であり、契約の相手方は現在のリース会社に限られるため。 |
| 10 | 行財政改革推進課 | 軽貨物(ダンプ式)の再リース(三隅支所) | 令和6年3月13日 | 渡洋自動車整備工場株式会社 浜田市三隅町向野田3022 | 343,200 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 現在使用しているリース車両の再リース契約であり、契約の相手方は現在のリース会社に限られるため。 |
| 11 | 学校教育課 | 浜田市浜田スクールバス時間外運行管理業務 | 令和6年3月13日 | 有限会社ぜん 浜田市国分町1819番地22 | 単価契約 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 浜田スクールバス運行管理業務の委託相手である有限会社ぜん以外に当該業務を委託した場合、車両の維持管理や車両調整等において支障が生じることは明らかであり、競争入札に適さないため。 |
| 12 | 旭分室 | 浜田市旭スクールバス時間外運行管理業務 | 令和6年3月13日 | 旭タクシー有限会社 浜田市旭町今市1053番地1 | 単価契約 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 以下の理由により浜田市生活路線バス及びスクールバス運行管理業務落札業者と随意契約する。 (1) 浜田市所有の旭地域に所属する車両の運行管理が容易に出来る (同一車両を2社で運行管理することは困難)。 (2) 落札業者と契約することで、運転手の確保を円滑に行うことが出来る。 (3) 浜田市生活路線バス及びスクールバスの運行業務と本時間外運行に係る業務について、学校・市教育委員会との連絡・日程調整を速やかに行うことが出来る。 |
| 13 | 学校教育課 | 市内県立高校共同寄宿調理業務 | 令和6年3月15日 | 株式会社シーアンドシー 広島県広島市西区東観音町2-15 | 17,562,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市内県立高校3校男子寄宿舎の生徒へ食事提供は、浜田高校県立寮の厨房で調理を使用し、同校が委託する事業者としている。同社以外の者以外の事業者への委託が困難であるため。 |
| 14 | 健康医療対策課 | 令和6年度浜田市認知症初期集中支援チーム運営業務委託事業 | 令和6年3月19日 | 社会医療法人 清和会 理事長 西川輝男 島根県浜田市港町293番地2 | 1,800,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 本事業は認知症者の初期対応に関する医療行為に該当し、その性質が競争入札に適さないため。 |
| 15 | 人事課 | 職員宿舍賃貸借 | 令和6年3月21日 | 株式会社レオパレス 東京都中野区本町2-54-11 | 914,806 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 期間 (1年) に定めのある派遣職員への宿舍として借り上げており、契約の性質が競争入札に適さないため。 |

公表対象随意契約一覧 (R6. 3月分)

| No. | 担当する課・室の名称 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方の名称及び所在地 | 契約金額 (円) | 適用条項 | 随意契約とした理由 |
|-----|------------|-----------------------|-----------|--|------------|-----------------------|---|
| 16 | 三隅分室 | 浜田市三隅スクールバス時間外運行管理業務 | 令和6年3月21日 | 大新東株式会社 松江営業所 松江市管田町180番地 アイウォーク管田ビル3F | 単価契約 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 | 以下の理由による。 ① 浜田市所有の三隅地域に所属する車両の運行管理が容易に出来る。(同一車両を2社で運行管理することは困難) ② 落札業者と契約することで、運転手の確保を円滑に行うことが出来る。 ③ 生活路線バス及びスクールバスの運行業務と本時間外運行に係る業務について、学校・市教育委員会との連絡・日程調整を速やかに行うことが出来る。 |
| 17 | 教育総務課 | 浜田市立石見小学校 汚水管修繕 | 令和6年3月25日 | 株式会社中島水道 浜田市港町299-5 | 390,500 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | 汚水管について専門的な知識を有しており、また本修繕に緊急対応が可能なるため。 |
| 18 | 下水道課 | 旭・弥栄地区個別浄化槽維持管理業務 | 令和6年3月25日 | 有限会社 石見浄化槽センター 江津市都野津町2307番地43 | 単価契約 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 当該地区の施設維持管理を行うにあたり浄化槽保守点検・清掃業務の許可業者が1社のみである為、維持管理が可能であるため。 |
| 19 | 下水道課 | 国府浄化センター産業廃棄物収集運搬処分業務 | 令和6年3月25日 | 有限会社 浜田浄化センター 浜田市原井町957番地 | 単価契約 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 「物品役務(廃棄物の運搬・処理)」入札(見積)参加資格登録者中、産業廃棄物処理業者(汚泥)が近傍に1者しかいないため。 |
| 20 | 下水道課 | 旭浄化センター産業廃棄物収集運搬処分業務 | 令和6年3月25日 | 有限会社 浜田浄化センター 浜田市原井町957番地 | 単価契約 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 「物品役務(廃棄物の運搬・処理)」入札(見積)参加資格登録者中、産業廃棄物処理業者(汚泥)が近傍に1者しかいないため。 |
| 21 | 下水道課 | 三保三隅浄化センター産業廃棄物処分業務 | 令和6年3月25日 | 有限会社 浜田浄化センター 浜田市原井町957番地 | 単価契約 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 「物品役務(廃棄物の運搬・処理)」入札(見積)参加資格登録者中、産業廃棄物処理業者(汚泥)が近傍に1者しかいないため。 |
| 22 | 下水道課 | 三保三隅浄化センター産業廃棄物収集運搬 | 令和6年3月25日 | 有限会社 石見環境整備 浜田市三隅町三隅1355番地 | 単価契約 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 当センターで発生する汚泥の脱水ケーキの収集運搬は、維持管理業務の作業過程の延長上にあり、委託業者については、当センターの維持管理業者にて実施することが効率的かつ円滑であるため。 |
| 23 | 下水道課 | 雲城地区個別浄化槽維持管理業務 | 令和6年3月25日 | 有限会社 ダイア環境衛生 浜田市黒川町108番地22 有限会社 大成浄化センター 浜田市日脚町283番地1 有限会社 石見浄化槽センター 江津市都野津町2307番地43 有限会社 江津衛生公社 江津市渡津町2307番地12 | 単価契約 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 雲城地区個別浄化槽維持管理業務については、「下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき、有限会社ダイア環境衛生外3社と「雲城地区汚水処理場等施設管理に関する基本協定書」を締結しているため。 |
| 24 | 子ども・子育て支援課 | ふたば学級放課後児童クラブ運営業務 | 令和6年3月26日 | 社会福祉法人 誠和会 浜田市港町263番地1 | 24,312,312 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 以下に掲げる理由により社会福祉法人誠和会に運営の業務委託を行うものです。 1 原井小学校の隣接地でふたば学級放課後児童クラブと保育園を運営しておりそのノウハウを活かしたサービスを行うことが可能であること。 2 ふたば学級放課後児童クラブを行なっている施設は当該保育園敷地内の建物であること。 |
| 25 | 金城分室 | 浜田市金城スクールバス時間外運行管理業務 | 令和6年3月29日 | 株式会社 Fromハート 浜田市田町1466-1 | 単価契約 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 以下の理由により浜田市生活路線バス及びスクールバス運行管理業務落札業者と随意契約する。 (1) 浜田市所有の金城地域に所属する車両の運行管理が容易に出来る(同一車両を2社で運行管理することは困難)。 (2) 落札業者と契約することで、運転手の確保を円滑に行うことが出来る。 (3) 浜田市生活路線バス及びスクールバスの運行業務と本時間外運行に係る業務について、学校・市教育委員会との連絡・日程調整を速やかに行うことが出来る。 |
| 26 | 学校教育課 | 高校共同寄宿舎備品賃貸借契約 | 令和6年3月29日 | 浜田土建株式会社 浜田市相生町1443-1 | 6,640,150 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 県立高校共同寄宿舎は、浜田土建株式会社が扱っている賃貸物件であり、電気容量、配線の確認が必要であり、4月からの寄宿舎の運営を行うためには、同社以外の者から調達することは困難であるため。 |